### 〇総務省令第七号

地 方自治法施行 令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百七十八条 0 四の規定に基づき、 及 び 同令を実施 する

た め、 地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員 の審 理等の手続に関する省令を

次のように定める。

平成二十八年二月十二日

総務大臣 山本 早苗

地方自治法第二百五十五条の五第一 項の規定による自治紛争処理委員の審理等 の手続 に関する省令

### 目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 自治紛争処理委員(第二条—第四条)

第三章 法第二百五十五 条の 五 第一 項に規定する審査請 求があった場合の審理 (第五条 第二十四条)

第四 章 法第二百 五 十五 条の 五 第 項に規定する審査の申立て、 審決の申請等が あっ た場合の審理 (第二

十五条—第二十七条)

附則

第一 章 総

則

(趣旨)

第一条 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。) 第二百五十五条の五第一項に規

定する自治紛争処理委員 (以下「自治紛争処理委員」という。) の審理等の手続については、 法及び地 方

自治法施 に定めるも 行令 (昭和二十二年政令第十六号。 第六条第一項及び第二十三条第十四号にお いて「令」という。

省令の定めるところによる。

第二 章 自 治 紛争処理委員

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

か、

この

(職務の執行)

第二条 自治紛争処理委員は、 何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執

行しなけ ればなら ない。

(代表自) 治紛争な 処 理委員

第三条 自治紛争処理委員は、 代表自治紛争処理委員を互選しなければならない。

- 2 代表自治紛争処理委員 は、 自治 紛争処理委員 の会議を主宰し、 自治 紛争処理委員 、を代表する。
- 3 自 治 紛 争 処理 委 員  $\mathcal{O}$ 会 議 は、 代 表自 治 紛 争処理 1委員 がこれを招 集する。
- 4 代表自 治 紛争 処 理委員 に事 故があるときは、 代表自 治紛争処理委員の指定する自治紛争処理委員がその

職務を代理する。

(異動)

第四条 法第二百 五十一条第五項並びに第六項により準用する法第二百五十条の九第八項、 第 九項 (第二号

を除い 第十 項及び第十 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 自 治 紛 争 処 理 一委員 0 欠員を生じた場合に お 7 て は 法 第

百 五十一 条第二項 に定め る資 格を有する者のうち カン 5, 総務大臣 一又はに 都道 府県・ 知 事 が 自 治 紛 争 処 理 委員を

任命することができる。

2 前 項  $\hat{O}$ 規定により自治 紛争処理委員の中に異動があった場合においても、 既に行った審理の手続は、 影

響は受けないものとする。

第三章 法第二百五 十五 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項に規定する審査請求が あ <u>つ</u> た場 合の審 理

(審理の期日及び場所)

第 五. 条 自治紛争 処理委員  $\mathcal{O}$ 審 理 0) 期 日及び 場所 は、 代表自治紛争処理委員 がこれを定める。

2 自 治 紛 争 処 理 委 員 は 審査 請 求 人及び 処 分庁 (以 下 「当事 者」 という。 に 出 席 を求 8) る場合に は 自

3 代表自 治 !紛争処! 理委員 は、 必要があると認めるときは、 自治紛争処理委員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 審 理の 期 日 及び場所を変更

することができる。

治

紛

争処

理

委員

 $\mathcal{O}$ 

審

理

 $\mathcal{O}$ 

期日

及

び

場

所

並

び

に出

席を求める旨を記

載

した

通

知書

[を送付

L

な

け

れ

ば

な

5

な

4 前 項 の場合に お いて、 当事 者 0 出席する予定がないときを除き、 自治 紛争処理委員は、 その審 理 0 期 日

及び場所を、当該当事者に通知しなければならない。

(利害関係人の参加)

第六条 令第百七 十八条の二第 項の 規定により読み替えて適用する行政不服審 査法 (平成二十六年法律第

六十八号。 以 下 「読替え後の行 政 不服審査法」という。) 第十三条第一項 の規定による、 利害関 係 人  $\mathcal{O}$ 法

第二百 五. 十五条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項に 規 定す る審 査 請 求 (以 下 「審査請 求 という。 ~  $\mathcal{O}$ 参加 は、 参 加 理 由 を 記

載した書面をもって行うものとする。

2 自 治 紛 争 処理 一委員 は、 読替え後の行 政不服審査法第十三条第一 項の規定により利 害関係 八の参. 加 を許 可

たときは、 その旨を当事 者、 当該 利害関 係人及び 同条第四項に規定する参加 人に 通知 し しなけれ ばならな

\ <u>`</u>

3 自 治 紛 争 処理 委員 んが、 読替 え後の 行 政 不 服審査法第十三条第二項の規定に基づき利害関係人に対して審

査請求への参加を求める場合には、前項の規定を準用する。

4 前条第二項及び第四項の規定は、参加人について準用する。

(審理の公開)

第 七 条 審 理 関 係 人 (読替え後 の行政 不服: 審査法第二十八条に規 定する審 理 関 係 人をいう。 以下同 ľ が

席 す る 審 理 は 自治 紛 争処理 委員 が公開とすることを相当と認 8 る場合に限 り公開する。

(秩序の維持)

出

第 八条 審 理 期 日 に おける秩序 の維持は、 代表自治紛争処理委員が行う。

2 代 表自 治 紛争 処 理委 員 は、 審 理関 係 人が 行う陳述が 既に なした陳述と重 一複し、 又は 審 査 請求に係る事件

と関 係  $\mathcal{O}$ な 1 事 項 にわ たるときその 他 特 に 必要と 認めるときは、 これ を制 限することができる。

代表自 治 · 紛争· 処 理委員 は、 前二項に定め るも 0) 0) ほ か、 審理手 <del>,</del>続 の円滑 な進 行を確保するため に必要な

3

措置をとることができる。

(出席者の発言)

第九条 審理に出席した者が発言しようとするときは、 代表自治紛争処理委員の許可を受けなければならな

V :

2 審理に出席した者の陳述は、 事件の範囲を超えてはならない。

(釈明及び発問)

第十条 自 治 . 紛 争. 処 理委員 は、 事実関係を明らかにするため、 審理関係 人に対し、 発問 し、 又は立証を促す

ことができる。

2 審理関係人は、 他の審理関係人の陳述の趣旨が明らかでないときは、 代表自治紛争処理委員に発問を求

め、 又は代表自治紛争処理委員 (の許可を得て直接に相手方に発問することができる。

(審理関係人への通知)

第十一 条 自 治 紛 争 ·処理委員 は、 行政 不服審查法第二十七 条の 規定による審査請求  $\mathcal{O}$ 取下げが行わ れた場合

には、 速やかにその旨を他の審理関係人に通知しなければならない。

## (物件の提出要求等の申立て)

第十二条 読 話替え後  $\mathcal{O}$ 行 政 不服. 審査法第三十三条の 規定による物件 . の提 出 [要求、 読替え後 の行 政不 服 審 査法

第三十四 条  $\mathcal{O}$ 規定 による 参考 人の 陳述 及び 鑑 定 0) 要求 並 び に に読替え 後 0) 行 政不 服 派審査法院 第三十 五 一条第 項

の規定に よる検証 ( 以 下 「 物 件 の提出要求等」という。) の申立ては文書で行わなければならない。

(物件の提出要求等の申立ての期限)

第十三条 自治紛 争処理委員 は、 物件の提出要求等の申立てができる期限を定めて、 審理関係人に通知する

ものとする。

(物件の提出要求等の申立ての採否)

第十四条 自治紛争処理委員は、 物 件 の提 出要求等の申立てがあった場合にはその採否について、 読替え後

の行政不服審査法第三十三条、 第三十四条及び第三十五条第 一項 の規定により職権で物件の提出要求等を

行う場合にはその決定について、 審理関係 人に通知するものとする。

(書類その他の物件の提出要求の申立て)

第十五 条 審理関 係 人が、 読替え後 の行 政不服審査法第三十三条に規定する物件の提出要求の申立てを行う

ときは、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- 一 書類その他の物件の表示
- 二 書類その他の物件の所在及び所持人
- 三 証明しようとする事実

(参考人の陳述の申立て)

第十六条 読替え後の行 政不服審査法第三十四条に基づく参考人の陳述の申立ては、 陳述を求めようとする

事項を明示して行わなければならない。

(鑑定の申立て)

第十七条 読替え後の行政不服審査法第三十四条に基づく鑑定の申立ては、 鑑定を求めようとする事項を明

示して行わなければならない。

(呼出状)

第十八条 自 治紛 争処理委員は、 参考人又は鑑定人に出席を求めるときには、 次に掲げる事項を記載した呼

出状によって行わなければならない。

- 事件の要旨
- 二 出席すべき日時及び場所
- 三 陳述又は鑑定を求めようとする事項

四 その他必要と認める事項

(参考人の審尋)

第十九条 参考人の審尋については、 自治紛争処理委員が特に必要と認める場合には、 審 理関係人を立ち会

わせることができる。 この場合においては、 審理関係 人は、 代表自治紛争処理委員  $\mathcal{O}$ 許 可を得て、 参考人

を審尋することができる。

(検証の申立て)

第二十条 読替え後の行政不服審査法第三十五条第一項に基づく検証の申立ては、 検証の場所及び目的を明

示して行わなければならない。

2 検 証 に ついては、 読替え後 の行 政 不服審査法第三十五条第二項に規定するも 0  $\mathcal{O}$ ほ か、 自治紛争処理委

員が 特に必要と認める場合には、 審理関係人を立ち会わせることができる。

# (自治紛争処理委員による物件の提出要求等)

第二十一条 自治 紛 争処 理 委員 は 物 件  $\mathcal{O}$ 提 出要求等を行うときは、 自治紛争処理 委員 の審 理 期 日 外 たお 1

てもこれを行うことができる。

### (合議)

第二十二条 次に掲げる事項は、 自治紛争処理委員の合議によるものとする。

第五条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による当事者に出席を求める決定 (第六条第四項の規定により準用して行う決定

を含む。)

第七 条の 規定による審理関係 人が 出席する審 理  $\mathcal{O}$ 公 開  $\mathcal{O}$ 決 定

三 第十三 条の規定による物件  $\mathcal{O}$ 提出要求等 の申 <u>\f</u> て の 期 限 の決定

兀 第十八条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定

五. 第十 九 条の規定による参考人の審尋につ V) て審理関係 人の立会い を認める決定

六 第二十条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による検証 に つ 7 て審理関 係人の立会い を認め る決定

(代表自治紛争処理委員が行う事項)

読 替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不 服 審 査 法 第  $\overline{+}$ 九 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 処 分庁  $\sim$  $\mathcal{O}$ 審 査 請 求 書 又 は 審 査 請 求 録 取 書

#### $\mathcal{O}$ 写 L $\mathcal{O}$ 送 付

 $\equiv$ 

読

替

え

後

 $\mathcal{O}$ 

行

政

不

服

審査

法第二十

九条

第

五.

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

による審・

査

請

求

人及び

参

加

人

 $\mathcal{O}$ 

弁

明

書

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

送付

兀

読

替

え

後

 $\mathcal{O}$ 

行

政

不

え

 $\mathcal{O}$ 

不

読 替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不服審査法第二十九条第二項 (T) 規定による処分庁に対する弁明 書  $\mathcal{O}$ 提 出  $\mathcal{O}$ 求

 $\Diamond$ 

服 審査 法第三十 書を提 すべ

条第

項

 $\mathcal{O}$ 

規定

に

よる反

論

出

き

期

間

 $\mathcal{O}$ 

決定

五. 読 替 後 行 政 服 審 査 法第三十条 項  $\mathcal{O}$ 規 定 る意 見 書 を 提 出 すべ 決

第

に

ょ

き

期

間

 $\mathcal{O}$ 

定

六 読 替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不 服 審 査 法 第三十 ·条第三 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる 参 加 人 及 Ţ 処 分庁  $\mathcal{O}$ 反 論 書  $\mathcal{O}$ 送 行 並 てバ に 審

### 査 請 求 人 及び 処分庁 ^ $\mathcal{O}$ 意 見 書 0 送付

七 読 替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不 服 審査 法第三十 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定による 頭 意 見陳 述  $\mathcal{O}$ 期 日 及び場 所  $\mathcal{O}$ 治指定

八 読 替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不 服 審 査 法第三十 条 第 兀 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 申 <u>\f\</u> 人  $\mathcal{O}$ 陳 述  $\mathcal{O}$ 制 限

九 読 替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不 服 審 査 法第三十 条 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 申 <u>\f</u> 人  $\mathcal{O}$ 発 間  $\mathcal{O}$ 許 可

+ 読替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不 服 審 査 法第三十五 条 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 検 証  $\mathcal{O}$ 日 時 及 び 場 所  $\mathcal{O}$ 決 定

+ 読替え後 の行政不 服審查法第三十八条第二 項の規定によ る提 出 書 類 等の 提 出 人か 5  $\bar{O}$ 意 見聴 取

十二 読 替 え 後  $\mathcal{O}$ 行 政 不 服 審 査 法第三十八条第二 項ただし 書  $\mathcal{O}$ 規定 による 提 出 書 類 等  $\mathcal{O}$ 提 出 人 0) 意 見を聴

かないことの決定

読替え後 の行政 不服審査法第四十一条第三項の規定による自治紛争処理委員意見書及び事件記録を

審査庁に提出する予定時期の決定

十四四 令第百七十八条の二第二 項  $\bigcirc$ 規定により読 み替えて適 用する行政不服審 查 法 位施行令 (平成二十七年

政 令第三百 九十一号) 第九 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る通 話 記者及び 通 話 先 0 場 所  $\mathcal{O}$ 確 認

十五 次 条  $\mathcal{O}$ 規 定 により 読 み 替 えて 適 用す Ź 行 政 不 服 審 査 法 施 行 規 則 伞 成二十八年総 務省 ||令第| 五. 号。

号に、 お *(* ) 7 「読替え後 の行 政不服審 查法 施行規則」 という。 第 一条の規定による場 所の 指定

十六 読 替え後 の行政不服審査法施 行規則第四条第三号の規定による自治紛争処理委員意見書とともに提

出する書類の決定

行 政 不 服 審 査 法 施 行 規 則 0 規 定 0 適 用 に 関 はする 読替え)

第二十四 条 審 査 請 求に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 行 政不! 服 審査法施 行規 則  $\mathcal{O}$ 規定 0) 適用 に つ いては、 同令第 条及び: 第四条

次

中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。

第四 章 法第 <u>一</u> 百 五. + 五 条 0) 五. 第 項 K 規定する審 査 0) 申 立 て、 審決  $\mathcal{O}$ 申請 等が あ った場合  $\mathcal{O}$ 審 理

(審 査 0 申 立て 等 0) 審 査請 求 に関す る規 定  $\mathcal{O}$ 準 用

第二十五条 第三章 Ó 規定 (前条の規定を除く。 ) は、 法第二百五十五条の五第一 項に規定する審査の申立

て又は審決の 申 請 (次条にお いて 「審査の申立て等」 という。) に ついて準用する。

審 査 の申 立て等 への行 政不 服 審 査 法施 行 規則  $\mathcal{O}$ 規定 の準 用等)

第二十六条 審 查  $\mathcal{O}$ 申 立 7 等に 0 7 て  $\mathcal{O}$ 次 条 に お 1 て準 用 する行政 不 服 審 查 法施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0

ては、 同 令 第 条及び 第 兀 条中 審 理員」 لح あ る  $\mathcal{O}$ は 自 治 紛 争 処 理 委員」とする。

第二十七条 前条 水に特別 の定め が あるも のを除くほ か、 法第二百五 十八条第一項に規定する異議 の申 Щ 審

査 の申立て又は 審決の申請につい ては、 行政不服審査法施行規則第一条から第四条までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第 条 この 省令 は、 行政不服審查法 の施行の日 (平成二十八年四月一 旦 から施行する。

い

総務省関係法令に係る行政手続等にお ける情報 通信 の技術 の利 用に関する法 律 施 行 規 則 の 一 部改正)

第二条 総務 省関 係法令に 保る行 政 手 続等 に お け る 情報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術  $\mathcal{O}$ 利 用 に 関する法 律 施 行 規 則 (平成十五

年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|               | 七号)            |
|---------------|----------------|
| <i>/</i> 1/4  | 省令(平成二十八年総務省令第 |
|               | 理委員の審理等の手続に関する |
|               | 第一項の規定による自治紛争処 |
| 一第六条第一項及び第十二条 | 地方自治法第二百五十五条の五 |

(自治紛争処理委員の調停、 審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正)

第三条 自治 紛争 処 理委! 員  $\mathcal{O}$ 調 停、 審 査 及 CK 処理方策  $\mathcal{O}$ 提 示 の手続に 関する省令(平成二十一年総務省令第

十四号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

第 章 総則 ( 第 条)

第二章 自治 紛 争処理 委員 (第二一 条

第三章 都道府県又は 都道府県の 機関が当事者となる普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体 第四条)

 $\mathcal{O}$ 機 関 相 互.  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 紛争の 調停

第一 飾 調 停  $\mathcal{O}$ 手 続 ( 第 五. 条— 第七条)

第二節 当事 者が 調 停に 出席する場合の手 続 ( 第 八条

第九条)

第三節 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 (第十 条 第十二条)

第四 節 自 治紛争処 理委員 の合議 (第十三条)

第四章 都道: 府県の関与に関する審査 の申出があった場合の審査

第一 飾 審査 一の手 続 (第 + 匹 条 第二十一条)

第二節 当事者等 が 審査 に 出 席する場合 の手続 (第二十二条—第二十五条)

第三節 証拠 調べ (第二十六条-一第三十九条)

第四節 審査の申出の取下げ (第四十条)

第 五. 節 自 治 紛 争 処 理 委 員  $\mathcal{O}$ 合 議 ( 第 匹 条)

第 五 章 都道. 府 県が 当 事 者となる連 携協 約 を締 結し た普 1通地 方 公 共 団 体 相 互  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 紛 争に係 る処

理方策

の提示

第一節 処理方策の提示の手続(第四十二条—第四十四条

第三 節 情 報  $\mathcal{O}$ 収 集 ( 第 兀 + 七 条 第 匹 + 八 条 第二節

当事

者

が

処

理

方

策

を定り

 $\Diamond$ 

るた

8

 $\mathcal{O}$ 

審

議

に

出

席する場合の手

<del>,</del>続

(第四

一十五条

第四十六条)

第四 節 自 治 紛 争 処 理 委 員  $\mathcal{O}$ 合 議 (第 匝 + 九 条

第六章 電子 情 報処 理 組 織 によ る提 出等  $\mathcal{O}$ 手 続 等 ( 第 五 十十条-第五 一十二条)

附則

第十九 条第三 項 中 自 治紛 争 処 理 一委員 は、 を 自 治 紛 争 処 理 一委員 が に、 関 係 行 政 機 関 を 「関

係行 政 機 関 に、 前 項」 を 前項」 に 改め、 同 条第四 項中 関 係 行 政 機関 を 参 加 行 政 機 関 に 改

める。

第三十三条の見出し中「物件の提出」を「物件の提出要求等」に改め、 同条中「物件の提出」を「物件

の提出要求及び留置」に改め、 「、文書又は口頭により」を削る。